



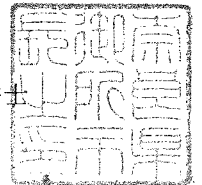
御所市公告第7号

入札公告

物品購入について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月3日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 AEDリース（48月）
- 2 入札番号 物品第3号
- 3 納品場所 仕様書参照
- 4 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2回目の入札」を執行します。
くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和6年度有効である物品購入競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「G-1 医療機器」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年2月12日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月7日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年2月12日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
同等品に関する質問の受付期限	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月13日 午後5時まで <u>電子メール又は持参に限る。</u> （電子メールの場合は、WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
同等品に関する質問に対する回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/

入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前10時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第4 第1の6に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課 （庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続

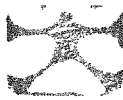
き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



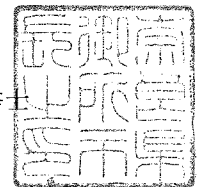
御所市公告第 8 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 市庁舎建築物衛生管理業務及び定期清掃業務並びに日常清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第 4 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に することに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにし て送信すること）
仕様書に関する質問に対す る回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前11時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 管財係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第9号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月3日

御所市長 山田 秀士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 アザレアホール清掃業務及び建築物環境衛生管理業務委託
- 2 入札番号 委託第5号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- 5 入札執行回数 2回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和6年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第1の1資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式 H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に することに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにし て送信すること）
仕様書に関する質問に対す る回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前11時25分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 13 番地

御所市役所 教育委員会 生涯学習課 アザレアホール（アザレアホール 1 階）

電話（代表）0745-65-2580

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



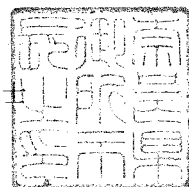
御所市公告第 10 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市いきいきライフセンター清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第 6 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式 H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前11時35分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2237

奈良県御所市 774 番地の 1

御所市役所 健康福祉部 健康推進課（御所市いきいきライフセンター内）

電話（直通）0745-44-3268

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



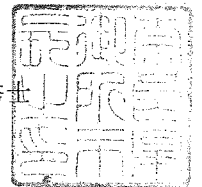
御所市公告第 11 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀世



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市民運動公園管理棟、観覧場及び屋外トイレ清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第 7 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式 H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前11時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 教育委員会 生涯学習課 市民スポーツ係（庁舎新館 3 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 12 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 中央公民館清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第 8 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者として
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式 H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午前11時55分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 教育委員会 生涯学習課 生涯学習係（庁舎新館 3 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



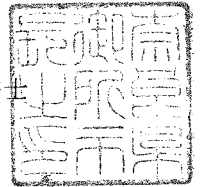
御所市公告第 13 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市窓口業務等人材派遣業務委託
- 2 入札番号 委託第 9 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑨-10 軽作業請負」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式 H1）の提出期間	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午後1時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年2月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 市民協働部 市民課（庁舎新館 1 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 14 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 広報紙等配送業務委託
- 2 入札番号 委託第 10 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者としてします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑦-02 物品輸送」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年2月12日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に關することに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午後1時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 企画政策課 広報広聴係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

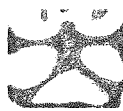
この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



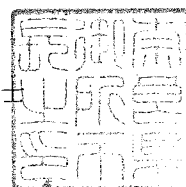
御所市公告第 15 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 (仮称) 出屋敷産業交流センター機械警備業務委託
- 2 入札番号 委託第 11 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「④-02 機械警備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年2月12日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年2月3日 ～ 令和7年2月12日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年2月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年2月12日 ～ 令和7年2月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年2月20日 午後1時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和7年2月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



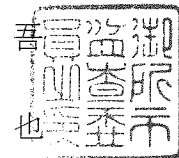
監査委員公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査を実施したので、
その結果を同法同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市監査委員

和田 正



御所市監査委員

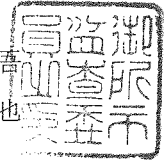
生川 真



監査報告第 1 号
令和 7 年 2 月 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、令和 6 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 生川 真也



令和 6 年度 定期監査結果報告書（第 3 次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
葛 城 保 育 所		令和 7 年 1 月 14 日
幸 町 保 育 所		令和 7 年 1 月 14 日
石 光 保 育 所		令和 7 年 1 月 15 日
御 所 幼 児 園		令和 7 年 1 月 16 日
秋 津 幼 児 園		令和 7 年 1 月 16 日
健 康 推 進 課	令和 7 年 12 月 3 日～12 月 9 日	令和 7 年 1 月 27 日
保 険 課	令和 7 年 12 月 23 日～12 月 26 日	令和 7 年 1 月 27 日
こ だ も 家 庭 セ ン タ ー	令和 7 年 12 月 16 日	令和 7 年 1 月 27 日
子 育 て 推 進 課	令和 7 年 12 月 10 日～12 月 13 日	令和 7 年 1 月 27 日
老 人 福 祉 セ ン タ ー	令和 7 年 11 月 14 日～11 月 19 日	令和 7 年 1 月 28 日
介 護 予 防 セ ン タ ー	令和 7 年 11 月 14 日～11 月 19 日	令和 7 年 1 月 28 日
高 齢 対 策 課	令和 7 年 11 月 20 日～11 月 26 日	令和 7 年 1 月 28 日
介 護 保 険 課	令和 7 年 11 月 27 日～12 月 2 日	令和 7 年 1 月 28 日
福 祉 課	令和 7 年 12 月 23 日～12 月 26 日	令和 7 年 1 月 28 日

2. 監査の対象事項

令和 5 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局

による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 生川 真也

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【健康推進課】

予算の執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① ワクチン接種運営委託業務において、契約変更をされているが変更の理由が添付されていない事例が見受けられた。変更仕様書等は添付されているが、変更の理由がない。

・新型コロナウイルスワクチン接種費 ワクチン接種運営委託料 近畿ツーリスト株式会社

- ② 完了届・納品書・検収書が終了しているのに変更契約を交わされている事例が見受けられた。業務委託契約書の委託期間は令和5年4月3日から令和6年3月31日までだが、完了届が提出された時点で委託業務は完了しているので、変更契約ではなく新たに契約を締結する必要があると思われる。また、変更契約をしたのであれば変更契約書を交わされたい。

・新型コロナウイルスワクチン接種 システム改修委託料 完了届 令和5年6月30日

納品書 令和5年6月30日 委託業務等検収書 令和5年6月30日

変更契約の見積書 令和5年7月3日 支出負担行為決議書(更正分)令和5年7月3日起票

- ③ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場駐車場業務委託において、年度末に金額が確定し金額更正決議書は作成されているが、変更契約書が交わされていない事例が見受けられた。単価契約ではないので、支払終了後、契約金額に変更が生じた場合は変更契約を交わさなければならない。

・新型コロナウイルスワクチン接種 ワクチン接種運営委託料 駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター

・新型コロナウイルスワクチン接種 駐車場管理委託料 秋開始接種会場駐車場管理委託 公益社団法人シルバー人材センター

- ④ 収入印紙について、以下の事例が見受けられた。

A 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託変更契約書において、収入印紙の金額が誤っていると思われる事例が見受けられた。

○変更契約書には「60,007,996円（うち消費税5,386,963円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税額を抜いた金額は54,621,033円となり収入印紙の額は6万円となると思われる。

○変更契約書（第2回目）には、「40,327,393円（うち消費税3,615,899円）」を加えるものとする。との記載がある。消費税を抜いた金額は36,711,494円を加えるとの記載があるので収入印紙の額は2万円となると思われる。

(2) 現金の取扱いについて

- ① 釣銭確認時に出納室より支給されている金額より多い釣銭が確認された。釣銭不足を避けるために私金を釣銭に充てているものと思われる。公金と私金が混在しているので、公金の取扱に対する意識を改めていただきたい。

- ・ 出納室より 70,000円
- ・ 確認時 130,000円
- 私のお金が60,000円入っていることを確認

- ② 釣銭内で公金と私金とが混在していることから、追加書類として釣銭用等資金保管簿の提出を求めたが、記載されていないことが判明した。御所市釣銭用資金取扱規程第4条第2項に「毎日、翌日に繰越しする資金につき、その現在高を金種ごとに記載しなければならない」とある。規程に基づき事務処理をされたい。

- ③ 釣銭の保管について、休日診療分釣銭として50,000円分は休日診療の部屋内のダイヤル式金庫に平日は入れっぱなしの状態であることが判明した。残りの釣銭80,000円（うち公金20,000円）もビニール袋でロッカーの引き出しで保管していることが判明した。休日診療の釣銭は日曜日・祝日のみの使用であるため、平日は事務室で管理されたい。また、残りの釣銭は時間外には鍵をかけるロッカーではあるが、盗難紛失防止のため公金の管理方法を改めていただきたい。

【こども家庭センター】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

- ① 1週間以内の間に同じ物品が分割して支出されているように思われる事例が見受けられた。金額を合わせると5万円以上になるので入札もしくは見積合わせするのが望ましいと思われる。
- ・ 納品書綴

(2) 委託及び契約事務について

- ① 会計年度任用職員の新規雇用の際に必要な宣誓書が見当たらない事例が見受けられた。
- ・ 家庭相談員雇用賃金関係①

【子育て推進課】

予算の執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 支出負担行為について

① 分割発注について、以下の事例が見受けられた。

A 修繕工事において、分割発注をされているように思われる事例が見受けられた。同じ保育所で同じ業者、同じ修繕内容であることから経費削減、事務軽減、の観点から一括発注されたい。

・葛城保育所	FV用ピストンバルブ取替	令和5年7月10日	40,480円
		令和5年7月21日	40,480円
・幸町保育所	上敷取替	令和5年12月11日	32,670円
		令和5年12月4日	41,580円
		令和5年11月30日	32,230円
・小林保育所	屋根応急修理	令和5年12月20日	49,500円
		令和5年1月25日	49,500円

B 御所幼稚園の雨漏り等の修理工事において分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同じ業者の修理工事であることから経費削減、事務軽減の観点から入札で発注されたい。

・明り取り亀裂部分修繕工事	積算 165,000円
	請負金額 133,100円
・平屋屋根雨漏り修繕工事	積算 583,660円
	請負金額 441,100円
・エキスパントジョイント部 雨水排水工事	積算 275,000円
	請負金額 220,000円
・屋上ベランダ雨漏り修繕工事	積算 795,300円
	請負金額 680,900円

C 保育所等における性被害防止対策の備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。保育所費及び幼稚園費で科目は違えども同じ業者で同じ備品を購入されているので、経費削減、事務軽減の観点から一括発注し支払をそれぞれの科目でされたい。

・保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費 ブラインドパーテーションの購入

D 子育て広場で使用する備品の購入について、分割発注されているように思われる事例が見受けられた。同業者で5万円未満で短期間に購入されているように思われるので経費削減、事務軽減の観点から一括発注されたい。

・支出伝票 R6.3.8 49,800円、R6.3.11 49,800円、R6.3.13 47,500円、R6.3.15 46,000円
R6.3.29 19,980円

(2) 委託及び契約事務について

① 5万円以上の修繕について請書等の契約事務が行われずに支出している事例が見受けられた。

・修繕費 御所幼稚園 食洗器専用給湯器修理 53,350円

- ② 保育士人材派遣委託業務において次の事例が見受けられた。
- ・ 契約書及び契約締結報告なし（契約期間令和5年4月1日～）
 - ・ 発注要求書決裁未了（契約期間令和6年1月1日～）
 - ・ 就業条件での就業場所→幸町保育所 契約書→石光保育所（契約期間令和6年1月9日～）

- ③ 業務委託契約書の委託者に市長名が記載されていない事例が見受けられた。地方自治法第234条第5項に「契約の相手側とともに、契約書に記名押印し」とあるので、市長名を記載されたい。
- ・ 保育所・幼稚園施設等管理業務（建物清掃） 業務委託契約書 2通

- ④ 修繕工事において下記のような事例が見受けられた。
- 当初契約より金額が変更になっているにもかかわらず変更契約が交わされていない。
 - 検収報告書の金額が納品書及び請求金額と相違している。
 - 負担行為決議書（更正分）の根拠（変更契約）がない。
 - ・ 葛城保育所 通園バス置き去り防止システム取付
 - ・ 石光保育所 トイレ改修工事
 - ・ 幸町保育所 浄化槽マンホール蓋取替及びコンクリート枠補修工事

- ⑤ 御所幼稚園 プールコーキング打ち修繕工事において下記の事例が見受けられた。

- ・ 請書締結報告が着手日の後になっている。

契約期間	令和5年4月26日から令和5年7月3日
請書提出日	令和5年4月25日
着手日	令和5年4月26日
請書提出報告起案日	令和5年6月29日
- ・ 追加補修があった場合は変更契約を交わすこと。

負担行為決議書に「追加補修の必要があったため」と記載あり
負担行為決議書（更正）及び変更契約を交わす事務処理をすること

（3）書類関係について

- ① 砂消しゴムによって修正されている事例が見受けられた。
- ・ 子ども・子育て支援交付金関係No. 2
 - ・ 修繕工事 株式会社吉田電気 見積書
株式会社吉田電気 工事（事業）引渡書
 - ・ 臨時職員関係書類（保育係） 令和6年3月1日起案文書
- ② 臨時職員受験申込書において、日付及び裏面が記載されていない事例が見受けられた。受験申込書の裏面には記載事項に相違ありません。と自署で署名をするようになっているが、署名もない。
- ・ 臨時職員関係（保育係） 裏面及び署名なし 2件
- ③ 補助金交付決定通知書（控）の指令番号と令達番号簿の指令番号が相違している事例が見受けられた。
- ・ 地域活動事業費補助金 交付決定通知書（控） 番号第4号
令達番号簿 指令番号第3号

- ④ 届出書に添付されている事実を証する書類が届出書提出の日よりおよそ2か月後のものとなっている事例が見受けられた。事実を証する書類を添えてとあるので日付が不整合であると思われる。

・一部支給停止適用除外

(6) 補助金・助成金交付関係について

- ① チャイルドシートの補助金を受けられるのは購入から1年以内と定められているが、1年以上たって申請され補助を受けている事例が見受けられた。

・チャイルドシート等補助金関係

【老人福祉センター】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 長期継続契約の契約書に御所市長期継続契約に関する事務取扱要綱第7条に規定する条件付解除条項が記載されていない事例が見受けられた。

・ウォーターサーバー・リース料

- ② 契約書に書かれている期間が、伺い・締結報告されている5年間とは異なり、3年間となっている事例が見受けられた。なお、契約書には鉛筆で「3年間じゃなく5年間の誤り！」との記載がされていた。

・ウォーターサーバー・リース料

- ③ 契約日を砂消しゴムで修正している事例が見受けられた。契約期間令和8年3月31日までの8を修正している。

・電気保安業務委託

【高齢対策課】

予算の執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 5万円以上の物品を購入しているが、物品購入請書が交わされていない事例が見受けられた。御所市物品購入及び委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条第1項第2号「契約金額が5万円以上30万円未満の場合、物品供給請書又は業務委託請書の徴取」に基づき物品供給請書を交わされたい。

・認知症イベント関係綴 RUN伴+御所2023に係るシャツの購入 支払金額68,288円

(2) 書類関係について

- ① 納品書の日付が令和6年3月31日に対し検収日が令和6年4月1日になっている事例が見受けられた。検収後に支払をするので、検収日は年度内となる。

・地域包括支援センター事務管理システムリース料 納品書 2枚

- ② 決定通知書では、対象者名が〇〇となっているが、令達番号簿では対象者名が△△となっており、決定通知書と令達番号簿で氏名が相違している事例が見受けられた。47号と49号が同じ氏名となっているので、書き損ないかと思われる。

・特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴

- ③ 決定通知書に番号及び日付が書かれておらず、また令達番号簿にも対象者の氏名が記載されていない事例が見受けられた。なお、支出命令書が作成されており、対象者に助成金は支払済みである。

・特殊詐欺防止装置購入費助成金関係綴 2件

(3) 補助金・助成金交付関係について

- ① 補助金の実績報告書が4月2日に提出されている事例が見受けられた。令和5年度の支出とするのならば、実績報告は令和6年3月31日までに提出されなければならない。

・友愛活動チーム推進事業関係

【福祉課】

予算の執行について、収入関係書類は概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 契約書の契約開始日が契約日より前である事例が見受けられた。

・認定調査委託契約書及び契約内容綴

(2) 書類関係について

- ① 納付誓約書において日付及び文書番号が記載されていない事例が見受けられた。未完了の納付誓約書は誓約書としての効力がないように思われる。

・法63条・78条関係 63条 納付誓約書 1件

(3) 郵便料について

- ① 郵便受払簿について、下記の事例が見受けられた。誤りを防止するために現金と切手の受払簿を別々に作成し、毎月月末に残額を確認する欄を設ける等、改善をしていただきたい。

・切手を使用した額と残額が相違している。 4月10日・4月11日 よって年度末の残額が相違していると思われる。

精算戻入額 15,840円 本来の額 16,008円

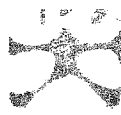
・払出の金額が記入されていない。 7月12日

【葛城保育所】

予算執行事務は、良好に処理されていた。

(1) 施設の安全管理について

- ① 東側にある壊れた遊具や破損したものが放置されていた。また、北側に使用できないプランターや壊れた遊具の破片等が置かれていた。危険であるので直ちに対応されたい。



御所市公告第 16 号

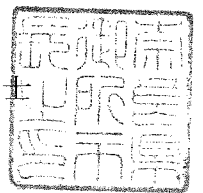
御所農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

御所市の住民は令和 7 年 3 月 3 日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

また当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和 7 年 3 月 3 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 2 月 3 日

御所市長 山 田 秀



1、農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

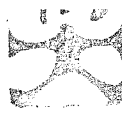
自 令和 7 年 2 月 3 日

至 令和 7 年 3 月 3 日

1、農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課

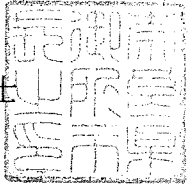


御所市告示第16号

令和7年御所市議会2月臨時会を次のとおり招集する。

令和7年2月6日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 日 時 令和7年2月13日（木） 午前10時00分～
- 2 場 所 御所市議会議場
- 3 案 件
 - （1） 令和6年度御所市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について
 - （2） 御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部改正について
 - （3） 御所市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - （4） 令和6年度御所市一般会計補正予算（第9号）について
 - （5） 令和6年度御所市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
 - （6） 令和6年度御所市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - （7） 令和6年度御所市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - （8） 令和6年度御所市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - （9） 令和6年度御所市下水道事業会計補正予算（第1号）について

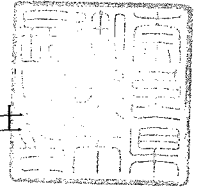


御所市規則第1号

御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月7日

御所市長 山 田 秀 士



御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則(令和元年御所市規則第5号)を次のように改正する。

第4条中「2,820円」を「3,000円」に、「4,500円」を「4,800円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



御所市規則第 2 号

御所市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

御所市長 山 田 秀 士



御所市会計規則の一部を改正する規則

御所市会計規則（昭和 4 5 年御所市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「令第 1 5 8 条第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に、「同項各号に掲げる歳入について、私人にその」を「私人に公金の」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

第 4 0 条中「第 1 6 5 条の 5」を「第 1 6 5 条の 4」に改める。

別表第 1 住宅課長の項を次のように改める。

住宅課長	1	市営住宅、改良住宅及び駐車場の使用料並びに敷金の収納
	2	住宅新築資金等償還金の収納
	3	所管に係る手数料の収納
	4	所管に係る物品の出納保管

別表第 2 住宅課住宅係長及び係員の項を次のように改める。

住宅課住宅係長及び係員	1	市営住宅、改良住宅及び駐車場の使用料並びに敷金の収納
	2	住宅新築資金等償還金の収納
	3	所管に係る手数料の収納

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

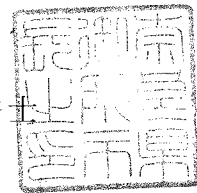


御所市公告第17号

当市が国土調査法（昭和26年法律第180号）による地図及び簿冊の閲覧を実施するので、同法第17条第1項の規定により公告する。

令和7年2月12日

御所市長 山田 秀士



記

1. 調査を実施する者の名称

御所市

2. 調査地域

御所市西北窪地域の一部

御所市北窪地域の一部

3. 閲覧期間

令和7年3月1日 ～ 令和7年3月20日

以上



御所市条例第1号

御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月13日

御所市長 山 田 秀 士



御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部を改正する条例

(御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和33年御所市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例（昭和34年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和54年御所市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第6条 御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の御所市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条

例の規定、第3条の規定による改正後の御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

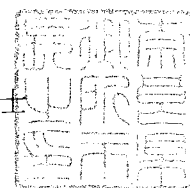


御所市条例第2号

御所市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月13日

御所市長 山田 秀士



御所市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 御所市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年御所市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を加える。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300

12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			

92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					
110		304, 200	353, 600					
111		304, 600	353, 900					
112		304, 900	354, 200					
113		305, 100	354, 700					
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						
124		308, 200						
125		308, 500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

第2条 御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」とする」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	

24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年御所市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

号数	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第8条第2項中「100分の170」との次に「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次の

ように改正する。

第7条第3項を削る。

第8条第1項中「、第14条の2及び第16条」を「及び第14条の2」に改め、同条第2項中「及び第15条第2項」を「、第15条第2項及び第16条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年御所市条例第14号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

（御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年御所市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第15条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは、「100分の122.5」と読み替えるものとする。

第14条の2第1項中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第21条第1項中「において、」の次に「給与条例第15条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは、「100分の122.5」と」を加え、「給与条例第15条第4項」を「同条第4項」に改める。

第21条の2第1項中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

号給 職務の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000

8	192, 900	240, 500
9	194, 500	242, 000
10	196, 200	243, 400
11	197, 800	244, 800
12	199, 400	246, 200
13	201, 000	247, 400
14	202, 700	248, 600
15	204, 400	249, 800
16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400

48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400

88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200
111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400
119		306, 700
120		307, 000
121		307, 400
122		307, 600
123		307, 900
124		308, 200
125		308, 500

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

第6条 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第14条の2第1項中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改める。

第21条第1項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第21条の2第1項中「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御所市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）及び第5条の規定による改正後の御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御所市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び第5条による改正前の御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号級の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において御所市一般職の職員の給与に関する条例の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号級の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第3条関係）

号級の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4

37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		

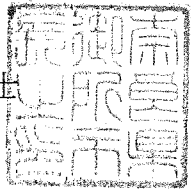
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

御所市告示第19号

御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月13日

御所市長 山田 秀士



御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示
御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年御所市告示第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次に掲げるただし書を加える。

ただし、別表各号に定める措置要件のいずれにも該当しない場合であっても、選定審査会の審議を経て、市長が、入札参加資格停止を必要と認めたときについては、措置期間24月の範囲内で、入札参加資格停止を当該入札参加資格者について行うものとする。

第3条第4項中「第2の8」を「第2の9」に、「第2の11」を「第2の12」に改める。

第12条第1項中「第2の11」を「第2の12」に改める。

別表第1第1項(見出しを含む。)を次のように改める。

(粗雑工事等)	
1 建設工事等の施工に当たり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。ただし、(4)にあつては会計検査院からの指摘を受けた場合に限る。	
(1) 市発注工事の施工に当たり、故意に建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。	12月
(2) 市発注工事(低入札価格調査を行ったものに限る。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。	12月
(3) 市発注工事(低入札価格調査を行ったものを除く。)の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。	6月
(4) 市発注工事以外の県内の公共建設工事の施工に当たり、建設工事等を粗雑にしたことが認められるとき。	3月

別表第2第12項(見出しを含む。)を削り、第11項を第12項とし、第10項を次のように改め、同項を第11項とする。

11 別表第1、別表第2の1から9まで及び別表第3に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 法定刑に死刑又は無期の懲役刑が含まれる犯罪の容疑に	6月

より逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	
(2) 有期の禁固若しくは懲役刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	4月
(3) 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合((1)又は(2)に該当する場合を除く。)	2月

別表第2第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

(安全管理措置の不適切により生じた事故についての法令違反)	
7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。	1月

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱第3条、別表第1第1項並びに別表第2第7項及び第11項の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。



御所市告示第20号

御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月13日

御所市長 山田 秀士



御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示

御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第12項第8号」を「第12項第9号」に改める。

別表第1第12項各号列記以外の部分中「前各号までに掲げる場合のほか、」を削り、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を次のように改める。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が次のいずれかに該当し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 法定刑に死刑又は無期の懲役刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	6月
イ 有期の禁固刑若しくは懲役刑において上限が規定されていない犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は当該犯罪により刑を宣告された場合	4月
ウ 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴の提起がされ、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合(ア又はイに該当する場合を除く。)	2月

別表第1第12項第9号を同項第10号とする。

別表第1第12項第8号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「次の」を「前4号に掲げる場合のほか、」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入札参加資格者等が業務に関し、安全管理の措置の不適切により生じた事故について法令に違反し、市発注契約の相手方として不適当であると認められるとき。なお、業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。	1 月
---	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱 別表第1第12項第4号、同項第5号及び同項第10号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。



御所市教育委員会告示第2号

御所市教育委員会（令和7年2月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年2月14日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和7年2月20日（木）午前10時～
2. 招集する場所 御所市役所 新館3階会議室B
3. 付議する案件 (1) 秋津地区史跡等調査整備審議会条例の一部を改正する条例
 (2) その他

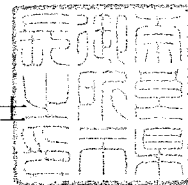


御所市規則第3号

御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年2月17日

御所市長 山田 秀士



御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成17年御所市規則第14
－2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第11号中「ヌ」を「ル」に改める。

様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第11号、様式第15号、様式第16号、
様式第18号、様式第19号、様式第21号、様式第22号及び様式第25号中「御所
市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

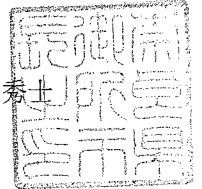
2 この規則の施行の際現に改正前の御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する
条例施行規則の規定により作成されている様式用の紙で、現に残存するものについて
は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

御所市斎場火葬業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市斎場火葬業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年2月19日

御所市長 山田 秀士



1. 業務の概要

- (1) 業務名 御所市斎場火葬業務委託
- (2) 業務内容 別紙「御所市斎場火葬業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
- (4) 事業費限度額 39,135,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

2. 参加資格

プロポーザルに参加する者は下記の全ての要件を満たすものとし、条件を満たさない場合は、選定の対象外とします。

- (1) 令和6・7年度御所市業務委託等競争入札参加資格者名簿へ登録されており、業種区分⑤施設運営維持管理のうち営業種目⑤-99その他で登録のある者。
- (2) 本業務と同種業務において十分な実績(目安として過去3年程度)を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱及び御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置の期間中でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 業務従事者のうち1人以上は、火葬業務(受付、告別、収骨等に関する業務、台車式火葬炉の運転操作等)について2年以上の実務経験を有し、業務に習熟した者とする。

御所市斎場火葬業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

(1) 事業名

御所市斎場火葬業務委託

(2) 業務の目的

斎場かもきみの杜の管理運営に係る業務を委託するにあたり、業務の効果的・効率的な運営及び市民サービスの向上を図るため、業務に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案し、最も適切な者の選定をプロポーザル方式により、厳正かつ公平に行うために必要な事項を定めるものとします。

(3) 業務内容

別紙「御所市斎場かもきみの杜火葬業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(6) 募集方法

公募及び市ホームページ上で仕様書等を公表

(7) その他

本業務のプロポーザル審査については「御所市斎場火葬業務委託に係る選定評価基準要領」により審査等を実施し、優先交渉事業者となったものと契約する。

2. 提案上限額

令和7年度13,045,000円

令和8年度13,045,000円

令和9年度13,045,000円

総額39,135,000円

（消費税及び地方消費税を含む）

なお、消費税は10%で算定。

※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

※上に表示している各年度それぞれの額を上限額とし、それを超える提案額の場合は失格とする。

3. スケジュール

日程	項目
令和7年2月19日（水）から	公募（公告2月19日）市HP掲載 提案書作成要領等配布、受付の開始
令和7年3月5日（水）	質問書提出期限
令和7年3月10日（月）	質問の回答
令和7年3月5日（水）	参加表明書提出期限
令和7年3月13日（木）	企画提案書提出期限
令和7年3月25日（火）	選考結果通知

4. 手続き等

（1）担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

御所市斎場火葬業務業者選定部会

事務局：御所市クリーンセンター環境衛生部環境政策課

TEL：0745 - 66 - 1087 FAX：0745 - 66 - 2441

住所：〒639-2256 奈良県御所市大字栗阪293

E-Mail：clean@city.gose.nara.jp

（2）業務委託仕様書・様式の配布

令和7年2月19日（水）9時から、御所市ホームページから入手するものとする

（3）参加表明書・誓約書・公告.2参加資格（7）（8）を満たしていることがわかるものを提出（様式B-1、B-2）（様式C）

①提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時まで

ただし、受付は9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし
休日を除く。

②提出先 4.（1）の担当部署

③提出物及び提出方法

様式第1号「参加表明書」、様式第2号「誓約書」及び

様式A「委託実績調書」各部1持参又は郵送で提出。

（※郵送の場合は提出期限必着。）

（4）企画提案書等の提出

①提出期限 令和7年3月13日（木）午後5時まで

ただし、受付は9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし
休日を除く。

②提出先 4.（1）の担当部署

③提出物及び提出部数

正本については、表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し

押印して提出すること。

「企画提案書表（正）」を表紙にした企画提案書

（様式第 5 号）

※正本 1 部及び副本 5 部 CD-ROM 等の電子媒体（提出書類を
PDF に変換したもの）

④ 企画提案書作成要領

1. 基本事項

- ア 提出する書類の規格は、A4 版袋とじ・横書き・片面とする
- イ 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意とする。
- ウ 提出書類は様式順に並べ、その後に各様式の記載内容が確認できる書類を並べて留めること

2. 企画提案書

- ア 業務に対する理念・基本的な考え方 【様式第 5 号（1）】
- イ 業務体制に関する考え方 【様式第 5 号（2）】
- ウ 従業員の教育体制に関する考え方 【様式第 5 号（3）】
- エ 危機管理・大規模災害時の対応に関する考え方 【様式第 5 号（4）】
- オ 地域貢献に対する考え方 【様式第 5 号（5）】
- カ アピールポイント 【様式第 5 号（6）】
- キ 業務全般に関する自由提案 【様式第 5 号（7）】

3.

見積書 【様式第 6 号】

（5）書類審査 提出された企画提案書、及び見積書等について審査を行う。1 社の場合でも実施する。

（6）質問の受付

- ① 提出方法 質問については、その旨を記載した「仕様書に関する質問書」（様式第 4 号、任意様式可）を電子メール（word 形式に限る）により送信し、「御所市斎場火葬業務委託に係る質問」とし、電話にて受信確認すること。
- ② 受付期間 令和 7 年 3 月 5 日（水）午後 5 時まで。
ただし、受信の確認は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ③ 提出先 4.（1）の担当部署
- ④ 提出物及び提出部数 様式第 4 号：1 部
- ⑤ 回答 令和 7 年 3 月 10 日（水）正午までに各事業者に電子メールで回答。

⑥質問に対する回答は、仕様書等の修正、追加と見なす

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、下記の全ての要件を満たすものとし、条件を満たさない場合は、選定の対象外とします。

- （１） 令和６・７年度御所市業務委託等競争入札参加資格者名簿へ登録されており、業種区分⑤施設運営維持管理のうち営業種目⑤－９９その他で登録のある者。
- （２） 本業務と同種業務において十分な実績（目安として過去３年程度）を有していること。
- （３） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５） 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱及び御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置及び入札参加資格留保の期間中でないこと。
- （６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （７） 業務従事者のうち１人以上は、火葬業務（受付、告別、収骨等に関する業務、台車式火葬炉の運転操作等）について２年以上の実務経験を有し、業務に習熟した者とする。
- （８） 業務従事者のうち１人以上は、危険物取扱者甲種又は乙種４種の資格を有する者とする。
- （９） その他本業務と同種の過去の業務委託において、法令違反等がないこと。

6. 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定部会

行政職員で構成する「御所市斎場火葬業務業者選定部会」（以下「選定部会」という）で審査し、選定する。なお、選定部会は非公開とする。

② 審査方法

選定部会は、提案された企画提案書等の内容により、選定部会が以下の評価項目を総合的に審査、評価し、最も評価の高い提案を行ったと認められる者を契約候補者（最優秀者）とし、優先交渉事業者が辞退した場合は次点者を交渉事業者として選定する。

評価項目					配 点	
技術 評価	提案者の 実績		委託実績調書		提案者の実績	1 0 点
	提案内容		企 画 提 案 書	ア 業務に対する理念・基本的な考え	1 5 点	
				イ 業務体制に関する考え方	1 5 点	
				ウ 従業員の教育体制に関する考え方	1 5 点	
				エ 危機管理・大規模災害時の対応に関する考え方	1 5 点	
				オ 地域貢献に関する考え方	5 点	
				カ アピールポイント	1 0 点	
				キ 業務全般に関する自由提案	5 点	
価格評価		見積書			1 0 点	

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当するときは、提案は無効となる。

- ① 提案に参加する資格のないものが提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- ③ 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき
- ④ 提案者が他の者の提案の代理をしたとき。
- ⑤ 見積書金額、住所、氏名、印影もしくは重要な文字の逸脱、識別しがたい見積、金額を訂正された見積をしたとき。
- ⑥ 提案者が予め指示した事項に違反が及び求められる義務を履行しなかったとき。
- ⑦ 選定部会の選定部又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し、援助を求めてきたとき。

- ⑧ 本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その後において参加資格を満たさないこととなったとき、若しくは、提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ⑨ その他、要領及び市の定めの違反する行為があったとき。

7. 契約の締結

上記の「6」により選定された者と契約交渉を行う。優先交渉事業者が契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合や契約交渉が不調のときは、上記「6」により順付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8. 参加の辞退について

参加の申込後であっても辞退することができる。その場合は、辞退届を企画提案書等の提出締切までに、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響しない。

9. その他留意事項

- (1) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することがある。
- (2) 参加者が1社であっても評価を行い、契約候補者として適当でないと審査された場合には選定しないこととする。
- (3) プロポーザルに係る経費は、提案事業者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限を過ぎての参加表明書及び企画提案書等の提出、資料の追加並びに差し替えは認めない。
- (6) プロポーザル審査で委託契約候補者に選定された提案者には、改めて本業務を打合わせ、それによる見積書の提出を依頼する。
- (7) 審査結果に関し、特定されなかった理由以外の問合せ及び質問には一切回答しない。また、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (8) その詳細については、「仕様書」等によるものとし、その他記載ない事項については、4.(1)担当部署と協議の上、決定する

仕 様 書

1 件 名

御所市斎場火葬業務委託

2 目 的

御所市斎場かもきみの杜において行う火葬の執行について、関係諸法令の規定に準拠し、火葬炉を常に最良の状態に保ちながら、斎場の機能を効率的に発揮させ、かつ、経済的な運営を実現するとともに、斎場利用者のサービス向上に寄与することを目的とする。

3 業務内容

遺体、死胎、その他（肢体の一部・産汚物）及び愛玩動物（ペット）の火葬に関する次の各号に掲げる業務とする。

- （１） 火葬炉の運転及び監視に関する業務
- （２） 炉前及び収骨に関する業務
- （３） 火葬炉及び関連設備の操作、日常点検、維持管理、清掃等に関する業務
- （４） 残骨灰の処理に関する業務
- （５） その他前各号に付随する業務
- （６） 火葬炉設備定期保守点検業務

火葬炉設備定期保守点検業務については御所市斎場かもきみの杜に設置している火葬炉の保守点検を年に１回行うこと。

4 委託期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで（３６か月）

ただし、契約期間は、契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。

5 施設の概要

- （１） 名 称 御所市斎場 かもきみの杜
- （２） 所 在 地 奈良県御所市大字朝妻７００番地
- （３） 敷地面積 約 36,200 m²
- （４） 延床面積 約 2,300 m²
- （５） 建築面積 約 1,900 m²
- （６） 主要構造 鉄筋コンクリート造 ２階建て

- (7) 主な施設 火葬炉/3基、動物炉/1基、告別収骨室/2室、待合室/2室、多目的室、待合ホール、管理事務室、葬祭式場、式場ホール、清め室、霊安室/1体、動物火葬室、駐車場、園地 他

6 火葬炉の概要

- (1) 一般用火葬炉/3基 (株)コモンテックス製 台車式 使用燃料：灯油
(2) 動物用火葬炉/1基 (株)コモンテックス製 台車式 使用燃料：灯油

7 火葬実績

(令和3年度)

- (1) 人体 481件
(2) 動物(ペット)火葬 0件 (※動物火葬を行っていないため)

(令和4年度)

- (1) 人体 427件
(2) 動物(ペット)火葬 0件 (※動物火葬を行っていないため)

(令和5年度)

- (1) 人体 445件
(2) 動物(ペット)火葬 78件

8 休日及び業務時間

次のとおりとする。ただし、斎場の運営上、特に必要と認める場合は、斎場を臨時に休場し、又は開場することがある。

- (1) 休日 1月1日及び1月2日
(2) 業務時間 8時30分から17時15分まで。ただし、勤務時間を超えて業務を行う必要が生じたときは、委託者の指示により業務に従事するものとする。
(3) 火葬時間 10時30分から、11時30分から、12時30分から、13時30分から、14時30分からの5枠を基本とする。なお、15時30分からの1枠を予備枠とする。
(4) 火葬件数(人体) 1日最大4体までとする。
(5) 遅延等に関する措置 交通渋滞による入棺時間の遅延等により、業務時間内に業務が完了しない場合は、受託者は、委託者が指示する業務が完了するまで業務を行うものとする。
(6) 災害等に関する措置 災害その他特別の理由により、委託者が必要と認め

る場合は、受託者は、委託者の指示に従い業務を行うものとする。

9 基本事項

受託者は、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を遂行しなければならない。

- (1) 公の施設としての性格を十分に認識の上、斎場を利用する遺族、会葬者等（以下「利用者」という。）の葬送行為を厳粛かつ円滑に執り行うこと。
- (2) 利用者の心情に配慮し、きめ細やかなサービスを提供すること。
- (3) 業務中は、職務に専念するとともに、服装、言動等に十分注意し、第三者に不快の念を抱かせることがないよう留意すること。
- (4) 宗教上の中立性を保つこと。
- (5) 公平性を維持し、個人情報保護を徹底すること。
- (6) 緊急時における迅速な対応等安全管理に努めること。
- (7) 効率的な業務遂行を図り、経費縮減に努めること。
- (8) 利用者から寄せられた意見、要望、苦情等に誠意をもって対応し、必要な改善を行うなど、斎場の運営管理に反映させるよう努めること。
- (9) 委託者、関係機関等と常日頃から連絡協調し、連携を図ること。
- (10) この仕様書のほか、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、御所市斎場条例（令和 4 年御所市条例第 20 号）、御所市斎場条例施行規則（令和 4 年御所市規則第 28 号）その他関係法令を遵守すること。

10 業務内容の詳細

(1) 受付案内業務

ア 予約受付状況の確認

イ 利用者、来訪者等（以下「利用者等」という。）に対する応接、案内等

ウ 利用者の入場から、入棺、火葬、収骨、退場に至るまでの誘導、対応等

エ 地震その他の災害又は事故が発生した場合における利用者等に対する避難誘導その他安全確保

オ 斎場内の空調設備、照明設備等の調整

カ 表示システム等の運転操作

(2) 火葬執行業務

ア 告別収骨室の受入れ準備

イ 霊柩車及び棺の誘導

- ウ 入棺及び動物遺体の受入れ
- エ 火葬炉の使用に係る手続書類の確認、処理等
- オ 火葬炉及び機械設備の運転操作及び運転終了後の清掃
- カ 収骨の進行、補助等
- キ 残骨灰等の管理、運搬及び処理
- ク 霊安室冷蔵庫への遺体の搬出入の誘導、補助等
- ケ 動物遺体の計量及び動物用冷蔵庫への遺体の出し入れ
- コ 燃料消費量及び火葬時間の測定、記録等
- サ この業務の履行に必要な消耗品等の補充、在庫管理等
- (3) 施設維持管理業務
 - ア 斎場の建物内及び建物周辺の簡易な清掃等
 - イ 窓ガラス、机、椅子その他施設に付属する備品の簡易な清掃、整理整頓等
 - ウ 斎場の建物周辺の簡易な除草、植栽管理等
 - エ 炉室、火葬設備、電気設備、空調設備、照明設備等の日常点検、清掃、修繕等
 - オ 斎場内の貸出備品の管理、使用後の整理整頓、点検、確認等
 - カ 火災、盗難、防犯、事故防止等に関する措置
 - キ 施設の施錠管理
- (4) その他前各号に掲げる業務に付随する一切の業務

11 業務従事者の配置

- (1) 受託者は、この業務を実施するため、常時1人以上の業務従事者を配置するものとする。なお、業務従事者の休暇や不測の事態に備え、あらかじめ交代要員を確保し、業務に支障が生じないようにしなければならない。
- (2) 火葬件数により委託者が必要であると判断した場合は、受託者は、業務従事者の配置人数を適宜増員するものとする。
- (3) 業務従事者のうち1人以上は、火葬業務（受付、告別、収骨等に関する業務、台車式火葬炉の運転操作等）について2年以上の実務経験を有し、業務に習熟した者とする。
- (4) 業務従事者のうち1人以上は、危険物取扱者甲種又は乙種4類の資格を有する者とする。
- (5) 受託者は、責任者及び副責任者各1人を選任し、現場責任者としてこの業務に関し、業務従事者の指揮監督その他の事項を処理させるものとする。
- (6) 受託者は、責任者、副責任者及び業務従事者を選任したときは、経歴書の

写しを添えて、委託者に報告するものとする。なお、委託者が当該選任を不適当と認めたときは、理由を付して選任の変更を求めることができる。

- (7) 受託者は、接遇、火葬炉の運転操作、救命技能、防災訓練その他この業務を適正に実施するために必要な事項に関し、業務従事者に対し、指導、研修、訓練等を行わなければならない。

12 業務従事者の心得

- (1) 委託目的にふさわしい制服（濃紺地・白シャツ・黒ネクタイ）又は作業服を着用し、名札を身に付けること。
- (2) 丁寧な接遇を心掛け、身だしなみを清潔にし、利用者等に不快感を与えることのないようにすること。
- (3) 斎場の建物内及び建物周辺の美化清掃に努めること。
- (4) 施設の設備、機器、備品等が正常に作動するか常に点検し、軽微な修繕、部品交換等を随時行うこと。
- (5) 使用した施設の設備、機器、備品等の整理整頓、清掃等を適宜行うこと。
- (6) 施設の設備、機器、備品等に異常又は故障を発見したときは、応急措置を講じ、直ちに委託者に報告し、指示に従い、適切な対応をとること。
- (7) 施設の施錠管理及び預託された鍵を厳重に管理すること。
- (8) 個人情報が適切に保護されるように配慮し、この業務の履行に関し知り得た情報を他に漏らさないこと。また、この業務の履行の目的以外に使用しないこと。
- (9) 利用者等から一切の金品の授受又はその強要をしないこと。

13 受託者の責務

- (1) 受託者は、毎月5日までに、その前月中における業務実施状況報告書を委託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者からこの業務の履行に関し指示を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、斎場内で火葬業務に支障を生じる恐れのある作業を実施する場合は、委託者の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、この業務の履行にあたり、受託者の故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、業務従事者の安全確保を徹底し、労働災害の防止に努めなければならない。なお、業務従事者に死亡、負傷等の事故が発生した場合は、受

託者の責任でこれに対応するものとする。

- (6) 受託者は、委託期間の満了又は委託契約の解除によりこの業務を委託者が指定する者に引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎを行うとともに、委託者に必要な情報を提供しなければならない。なお、この引継ぎに要する経費は、受託者が負担するものとする。

14 残骨灰処理業務

受託者は、火葬により発生した残骨灰を墓地、埋葬等に関する法律に則り、適正に処理し、最終埋葬地に運搬、埋骨及び供養するものとし、実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 残骨灰の処理は、遺族及び市民感情並びに環境に配慮し、適正な処理を行うこと。特に、施設周辺住民への配慮を怠らないこと。
- (2) 残骨灰は、細心の注意を払って丁寧に取扱い、個人の尊厳を尊重し、不敬にあたることのないように処理すること。
- (3) 人と動物の残骨灰を混在させないこと。
- (4) 残骨灰の搬出及び運搬は、運搬車両に飛散防止措置を講じること。
- (5) 最終供養地の所在地、使用期間、合同供養の日時等が確認できる報告書を提出すること。

15 費用負担

費用負担は、この仕様書に特に定めのあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 委託者が負担する費用
 - ア 利用者等の利便性を図るための備品及び消耗品に要する経費
 - イ この業務を行うために必要な燃料費、光熱水費及び通信費
 - ウ 火葬炉設備、関連機器類の修繕に要する経費
- (2) 受託者が負担する費用
 - ア この業務に係る人件費（労務管理費、保険料等を含む。）
 - イ 業務従事者の制服、作業服、作業用手袋その他の装備に要する経費
 - ウ この業務を行うために必要な消耗品費（ロストル、台車ガード、骨箸、抹香、ライター等）
 - エ 作業日誌、報告書等の作成に必要な用紙、文具等の消耗品費
 - オ 火葬炉設備の運転操作研修その他この業務の委託開始前に行う研修等の事前準備に要する経費
 - カ 残骨灰処理費用

- (3) 受託者は、委託者がこの業務のため備え付ける備品、器具、消耗品等については、これを無償で 사용할 ことができる。ただし、受託者は、これらの経費節減に努めなければならない。
- (4) その他この仕様書に明記されていない事項のうち、火葬業務に関し必要な事項は、受託者が委託料の範囲内で実施するものとする。

16 委託料の支払方法

委託料は、毎月支払いとし、契約総額の 3 6 分の 1 に相当する額を履行月の翌月に支払うものとする。なお、前記により算出した支払額に端数が生じる場合は、契約期間の最終月で調整して支払うものとする。

17 長期継続契約

本契約は「御所市長期継続契約を締結できる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

受託者は、上記の規定による契約の変更又は解除により損失を生じたときは、委託者に対し、その損失の補償を請求することができる。この場合における補償額は、委託者と受託者が協議して定める。

18 その他

この仕様書に定めるもののほか、この業務の履行について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者が協議し、解決を図るものとする。

様式第1号

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

所 在 地

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付で公告のありました、御所市斎場火葬業務委託について、仕様書、実施要領を承知し、プロポーザルに参加します。

◆連絡先◆

電話番号	}
ファックス	
E-mail	
担当者名	

誓 約 書

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

所 在 地

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

御所市斎場火葬業務委託に係る提案参加資格について、下記の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 令和6・7年度御所市業務委託等競争入札参加資格者名簿へ登録されており、業務区分⑤施設管理運営維持管理のうち営業種目⑤－99その他で登録のある者。
で登録のある者。
- (2) 本業務と同種あるいは類似する業務において十分な実績（目安として過去3年程度）を有していること。
- (3) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置及び入札参加資格留保の期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 業務従事者のうち1人以上は、火葬業務（受付、告別、収骨等に関する業務、台車式火葬炉の運転操作等）について2年以上の実務経験を有し、業務に習熟した者とする。
- (8) 業務従事者のうち1人以上は、危険物取扱者甲種又は乙種4種の資格を有する者とする
- (9) その他本業務と同種の過去の業務委託において、法令違反等がないこと。

様式第3号

辞 退 届

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

所 在 地

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで公告された御所市斎場火葬業務委託について、参加を辞退します。

◆連絡先◆

電話番号

ファックス
E-mail
担当者名

様式第5号

令和 年 月 日

企 画 提 案 書 (正)

「御所市斎場火葬業務委託」

企画提案書

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

(正本のみ、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること)

様式第4号

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

住所（所在地）
事業者名（名 称）

担当 :
電話番号
メールアドレス

下記の業務委託等に関する仕様書について、次のとおり質問します。

公 告 番 号 : 第 18 号

業務委託名等 : 御所市斎場火葬業務委託

質問事項(スペースが不足な場合は、2枚目として、任意様式可)

[illegible]

3 『契約金額』記載欄については、消費税及び地方消費税を【含む】か【含まない】かは、どちらでも良いが、【含む】か【含まない】かが分かるように記載すること。

(様式 B-1)

業務従事者調書

項目	業務従事者（経験者）
氏 名	(年齢 才)
所 属 (会社名・部署名)	
採用年月日	年 月 日
仕様書に規定する 条件等	・火葬業務について2年以上の実務経験を有すること。

(様式 B-2)

実務経験証明書

下記の者は、記載の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

業務責任者の 氏名		生年 月日		使用され た期間	年 月から 年 月まで
使用者の商号 又は名称					
職 名	実務経験の内容			実務経験年月数	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				年 月 から 年 月まで	
				合計 満 年 月	

※ 火葬に関する経験を記載のこと。

(様式 C)

業務従事者調書

項目	業務従事者（危険物取扱者）
氏 名	(年齢 才)
所 属 (会社名・部署名)	
採用年月日	年 月 日
仕様書に規定する 資格等	・危険物取扱者甲種又は乙種4類。

※上記の業務従事者は、仕様書に規定する資格等を証する書面の写しを添付してください。

企 画 提 案 書

ア 業務に対する理念・基本的な考え方

- A4 版 2 ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2 ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

イ 業務体制に関する考え方

- A4 版 2 ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2 ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

ウ 従業員の教育体制に関する考え方

- A4版2ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

エ 危機管理・大規模防災時の対応に関する考え方

- A4版2ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

オ 地域貢献に対する考え方

- A4版2ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

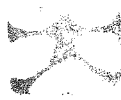
カ アピールポイント

- A4版2ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

企 画 提 案 書

キ 業務全般に関する自由提案

- A4 版 2 ページ以内にまとめること。
 - 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、フロー図を用いる場合であっても、2 ページ以内にまとめること。
- ※説明書きは、本様式を用いて作成する際に削除してよい。

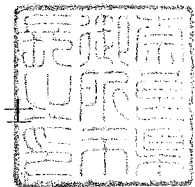


御所市公告第 19 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 19 日

御所市長 山田 秀士



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課

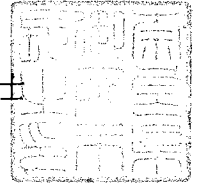


御所市告示第23号

令和7年御所市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月21日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 日 時 令和7年2月28日（金） 午前10時00分～
- 2 場 所 御所市議会議場



御市農委告示第2号

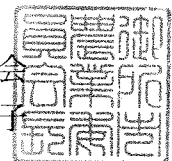
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年3月4日（火）
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年2月26日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子





御所市公告第 20 号

入 札 公 告

物品購入について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 A E D リース（6 0 月）
- 2 入札番号 物品第 7 号
- 3 納品場所 仕様書参照
- 4 賃貸借期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目
の入札」を執行します。
くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である物品購入競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「G-1 医療機器」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

入札（郵便による）	令和7年3月11日 ～ 令和7年3月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年3月21日 午前9時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年3月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 第1の6に定める「2回目の入札」を執行する場合は、1回目の入札参加者全員に連絡します。

第5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 教育委員会 生涯学習課 （庁舎新館3階）

電話（代表）0745-62-3001

〒639-2244

奈良県御所市柏原235

御所市役所 市民協働部 人権施策課 （御所市人権センター内）

電話 0745-65-2210



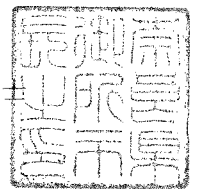
御所市公告第 21 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市斎場かもきみの杜清掃業務委託
- 2 入札番号 委託第 12 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-01 建物清掃」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市栗阪 293 番地

御所市クリーンセンター 環境衛生部 環境政策課

電話（代表）0745-66-1087

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



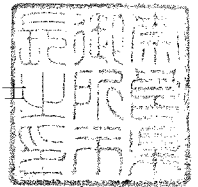
御所市公告第 22 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市斎場かもきみの杜自家用電気工作物保安全管理業務委託
- 2 入札番号 委託第 13 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-04 電気保守」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市栗阪 293 番地

御所市クリーンセンター 環境衛生部 環境政策課

電話（代表）0745-66-1087

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



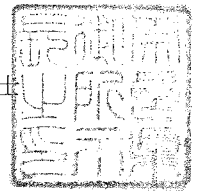
御所市公告第 23 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 入札番号 委託第 14 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-04 電気保守」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 教育委員会 教育総務課 教育総務係（庁舎新館 3 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



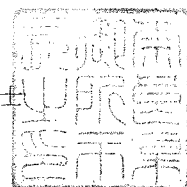
御所市公告第 24 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 入札番号 委託第 15 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-04 電気保守」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市大字東寺田 64 番地の 1

御所市役所 教育委員会 教育総務課 学校給食センター

電話 0745-62-0879

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



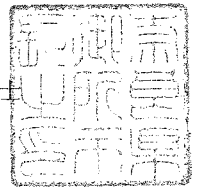
御所市公告第 25 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 各小中学校給排水設備・浄化槽保守点検業務委託
- 2 入札番号 委託第 16 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「①-02 貯水槽保守」及び「①-03 浄化槽保守」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 教育委員会 教育総務課 教育総務係（庁舎新館 3 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



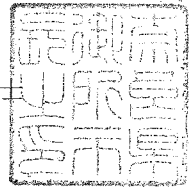
御所市公告第 26 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 葛城保育所通園バス運行業務委託
- 2 入札番号 委託第 17 号
- 3 発注課 子育て推進課
- 4 履行場所 仕様書の通り
- 5 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 6 入札執行回数 2 回
- 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。
落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。
- 8 予定価格の額 事後公表となります。
- 9 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 議会の否決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑦-01 旅客輸送」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 7 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は 1 回目の入札参加者全員に連絡する。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2237

奈良県御所市 774 番地の 1

御所市役所 健康福祉部 子育て推進課（御所市いきいきライフセンター内）

電話（代表）0745-62-3001

3 この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契とし、当該契約にかかる予算の成立を条件とします。

4 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資格等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

7 その他詳細は、入札説明書によります。

8 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



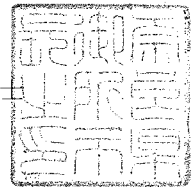
御所市公告第 27 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 28 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市立葛城小学校通学バス運行業務委託
- 2 入札番号 委託第 18 号
- 3 発注課 学校教育課
- 4 履行場所 仕様書の通り
- 5 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 6 入札執行回数 2 回
- 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者としします。
落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。
- 8 予定価格の額 事後公表となります。
- 9 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 議会の否決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑦-01 旅客輸送」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

- 第 4 第 1 の 7 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は 1 回目の入札参加者全員に連絡する。
- 第 5 その他
- 1 契約条項を示す場所の名称及び所在等
〒639-2298
奈良県御所市 1 番地の 3
御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）
電話（代表）0745-62-3001
 - 2 契約を担当する部課等の名称及び所在等
〒639-2298
奈良県御所市 1 番地の 3
御所市役所 教育委員会 学校教育課（庁舎新館 3 階）
電話（代表）0745-62-3001
 - 3 入札の無効
第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資格等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。
 - 4 入札中止条件
この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。
 - 5 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。
 - 6 その他詳細は、入札説明書によります。
 - 7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

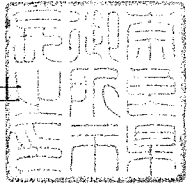


御所市条例第3号

御所市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

御所市長 山 田 秀 士



御所市個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(御所市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 御所市個人番号の利用に関する条例（平成27年御所市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(御所市税条例の一部改正)

第2条 御所市税条例（昭和57年御所市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改め、第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、附則第22条第1号中「同条第15項」を「同第16項」に改める。

(御所市議会個人情報保護条例の一部改正)

第3条 御所市議会個人情報保護条例（令和5年御所市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第39条第1項第1号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。